

茂原労基協会報

No.72
2019年1月

発行：(一社) 茂原労働基準協会 茂原市茂原644-1

TEL・FAX 0475-36-2121

発行責任者：事務局長 片岡 薫



撮影場所：茂原公園

目次

○ご挨拶

- 茂原労働基準協会会長 村田 雅紀…………… 2
- 茂原労働基準監督署署長 渡邊由美子…………… 2

○協会だより

- 全国安全衛生週間説明会…………… 3
- 労務管理講習会…………… 3
- 安全管理功績賞…………… 3
- 事務所移転のお知らせ…………… 3

○茂原労働基準監督署情報コーナー

- 年末年始無災害運動…………… 4
- 働き方改革について…………… 4
- 千葉県最低賃金改正について…………… 5

○協会掲示板

- 2019年度講習会予定…………… 6
- 労働保険事務組合の業務紹介…………… 6

contents

年末年始無災害運動 (2018/12/15) ~ 2019/1/15



みんなで感謝の総点検
笑顔で迎える年末年始

安全、安心感は不断の努力と備えから

(一社) 茂原労働基準協会 会長 村田 雅 紀



新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまには、健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。また、茂原労働基準監督署をはじめとする行政機関各位におかれましては、日頃からのご指導に感謝いたします。

さて、日本経済は緩やかな回復基調を続けており、2018年12月まで続けば景気回復の期間が戦後最長の73ヶ月に達すると言われております。しかしながら、肌感覚としては景気の好調さはさほど感じられないというのが本音ではないでしょうか。世界を見回しても、米中貿易戦争やEUの混乱、混沌とする中東情勢と、あまり明るさを感じられません。2019年こそは、将来に対する希望に向かって猪のように動き始める年にしたいものです。

昨年、日本列島は度重なる大きな災害に見舞われました。思いつくだけでも、「平成30年7月豪雨」、「大阪

北部地震」、「北海道胆振東部地震」、度重なる台風の被害。災害級と例えられた猛暑もそこに加えても良いかもしれません。幸い千葉県は直接大きな被害をこうむりませんでしたが、被災された地域の状況を見ると自然の恐ろしさと普段の生活で享受している便利さや安全、安心感は意外にも脆く、その維持には不断の努力と備えが重要であると痛感しました。

我々の事業活動においても安全、安心な職場環境を維持するためには、日常の安全衛生活動の実施が不可欠であると思います。当協会でも会員各社の皆さまの一助となるべく、事業活動を進めて参ります。皆さまの期待に応えるよう努力していきたいと存じます。

最後になりますが、会員各社のますますのご清栄と皆さまのご健勝、そして地域の発展を心よりお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。

働きがいのある社会を目指して

茂原労働基準監督署 署長 渡邊由美子



新年明けましておめでとうございます。茂原労働基準協会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は人手不足が一層深刻化した一年となりました。景気回復と相まって当署の休業4日以上死傷災害は大幅に増加し、第13次労働災害防止計画の初年度として残念な結果となりました。一方、数年来年間3件発生していた死亡災害がなかったことが唯一の救いとなりました。災害の業種内訳を見ますと、第3次産業、とりわけ商業と飲食店の災害が大幅に増加し、これらの業種における災害防止対策が大きな課題となっています。

さて働き方改革関連法が成立し、その中核となる労働基準法の改正は本年4月から順次施行されます。まずは、今年の4月から改正される、年次有給休暇の時季指定義務と大企業に適用される(中小企業は翌年)時間外労働の上限規制についてご準備をお願いいたします。法改正は多岐にわたるため、監督署では説明会や事業場への個別訪問による説明を行っておりますので、是非ご活用ください。

今後事業場は就労人口の減少も踏まえ、画一的な働き

方を提示するのではなく、多様で柔軟な働き方を提供すること

で労働参加率を高め、個々の能力を引き出し、成果を量ではなく質により追及し評価すること、つまり労働生産性を上げていく「働き方改革」が必須となります。ひとつひとつを積み重ねていくことで働きがいのある社会への道筋となるものと考えます。

昨年10月4日に開催された千葉県産業安全衛生大会において当協会から4年ぶりに安全管理功績賞の受賞がありました。表彰事業場におかれましては、日頃からの安全に対する真摯な取り組みが認められたものと思われまします。誠にありがとうございます。当署管内には表彰されるに相応しい事業場が数多くあるはずです。今回の表彰を通じ、監督署としても事業場の問題点ばかりを探すのではなく、他の範となるような事業場を積極的に見つけ、表彰のお手伝いのできたらと考えております。

最後になりますが、本年の貴協会のご発展と会員各事業場の皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

協会だより

全国労働衛生週間説明会

2018年度の説明会及び衛生管理講習会を8月29日に大多喜会場23社、9月4日に、茂原会場67社の参加を頂き開催いたしました。

説明会では、茂原労働基準監督署渡邊署長様、加藤安全衛生課長様より、週間の趣旨、実施要領等の説明がありました。

また、衛生管理講習会は、千葉県夷隅・長生健康福祉センター（保健所）様のご協力のもと、「生活習慣病を予防して楽しい生活を!!」と題して、それぞれの会場で原田・清村様、国府様よりご講演を頂きました。



大多喜会場



加藤安全衛生課長様



国府雅子様



原田裕香様



清村のぞみ様



茂原会場

労務管理講習会

12月14日15時30分より茂原市役所・市民室にて、58社の参加を頂き、茂原労働基準監督署のご協力のもと、次の内容により講習会を開催いたしました。

○挨拶 渡邊署長様

○講習会 坂元監督課長様

「働き方改革」について（長時間労働の是正）

1. 働き方改革
2. 長時間労働の是正
3. 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要
4. 各種支援策



茂原市役所・市民室

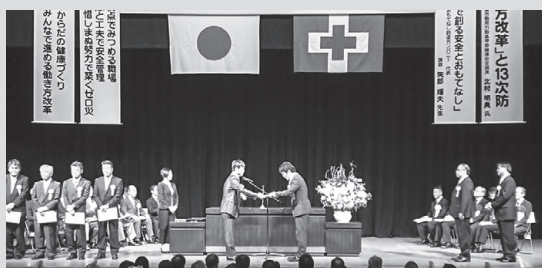


坂元監督課長様

安全管理功労賞

10月4日の千葉県産業安全衛生大会において、(公社)千葉県労働基準協会連合会より安全管理功績賞を鴨川工業(株)丸将志様が受賞されました。

ここに、謹んでお祝い申し上げます。



鴨川工業(株) 丸将志様

事務所移転のお知らせ

8月23日に次の住所に事務所を移転いたしました。
なお、電話・FAX番号も変更いたしました。

1. 住 所 〒297-0026

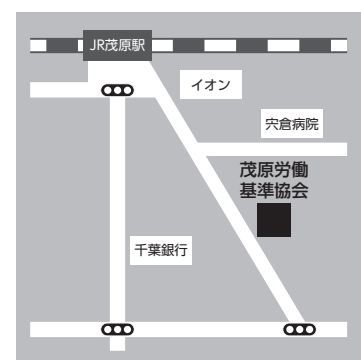
茂原市茂原市茂原644-1

2. 電 話

0475-36-2121

3. F A X

電話番号に同じ



茂原労働基準監督署情報コーナー

安全衛生課からのお知らせ

年末年始無災害運動は、何かと慌ただしい年末年始に、職場の大掃除を始め、機械設備の点検整備や再稼働など非常作業が多くなることに伴い、普段とは違った危険が現れ災害につながることもあり、これらの作業時には、普段にも増して安全確認が必要となりますので、リスクアセスメントの実施、危険予知活動の充実などを行うことで、働く人たちが年末年始を無事故・無災害で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨の運動であります。

この趣旨を踏まえ今年度の年末年始無災害運動は、

「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」

を標語として展開されています。

平成30年度 年末年始無災害運動実施要領

**『みんなで感謝の総点検
笑顔で迎える 年末年始』**

千葉県産業安全衛生会議

実施期間 平成30年12月15日～平成31年1月15日
準備期間 平成30年12月1日～平成30年12月14日

STOP! 転倒災害 プロジェクト

また、転倒災害が増加していることから、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。滑り、躓き、踏み外しの各対策（滑り難い床に改善、床の清掃、安全通路及び照度の確保、履物の選択、準備体操など）を講じるとともに、慌てず、急がず行動することも予防対策として大切なこととなります。

監督課からのお知らせ

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

この働き方改革を推進するため、関連法の改正などが2019年4月1日から、順次施行されます。

労働基準法では、長時間労働の削減対策として時間外労働の上限規制等を始めとする労働時間制度の見直し、一定日数の年次有給休暇の確実な取得などが改正されます。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1
施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます!
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時・特約な特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間未満（休日労働含む）、概数月平均80時間（休日労働含む）を上限に設定する必要があります。
⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出てください。届出の届と記録簿を厚生労働省HPにアップしてください。

Point 2
施行：2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です!
使用者は、10日以上有給休暇を付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。**
⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを厚生労働省HPにアップしてください。

Point 3
施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!
同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。**

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

厚生労働省 中小企業庁

相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー
都道府県労働局（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）
労働時間相談・支援コーナー（都道府県労働局）
相談窓口：都道府県労働局
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

働き方改革推進支援センター
働き方改革推進法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労働時間に関する課題について、社会保険労務士等の専門家相談に応じます。
相談窓口：働き方改革推進支援センター
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

産業保健総合支援センター
医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。
相談窓口：産業保健総合支援センター
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx>

よろず支援拠点
生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家相談に応じます。
相談窓口：よろず支援拠点
<https://yosozu.smrj.go.jp/>

商工会 商工会議所 中小企業団体中央会
経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の支援を行います。
相談窓口：全国各都道府県商工会連合会
http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
相談窓口：都道府県商工会連合会
<https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>
相談窓口：都道府県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

ハローワーク
求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。
相談窓口：ハローワーク
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

医療勤務環境改善支援センター
医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートを行います。
相談窓口：いきなり
<https://iryoku-kinkankankyo.mhlw.go.jp/information/>

その他の相談窓口

労働基準法改正に関する問い合わせは、茂原労働基準監督署監督課（0475-22-4551）へご連絡ください。

茂原労働基準監督署情報コーナー

千葉労働局賃金室から最低賃金のお知らせ

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額時間額(円)	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	895 868円から27円引上げ	30.10. 1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	千葉県最低賃金と同額 895 30.10. 1 889円から6円引上げ	* 調味料製造業の特定最低賃金 (889円) は、平成30年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金 (895円)」が適用されます。
	鉄鋼業	965 30.12.25 938円から27円引上げ	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ^{※注}	922 30.12.25 902円から20円引上げ	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行うかす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ずる軽易な業務
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	928 30.12.25 906円から22円引上げ	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	千葉県最低賃金と同額 895 30.10. 1 887円から8円引上げ	* 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金 (887円) は、平成30年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金 (895円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	千葉県最低賃金と同額 895 30.10. 1 868円から27円引上げ	* 各種商品小売業 (868円) は、平成30年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金 (895円)」が適用されます。
賃 金	自動車(新車)小売業	922 30.12.25 900円から22円引上げ	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

- 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。
- お問い合わせは、千葉労働局賃金室 (043-221-2328) 又は茂原労働基準監督署 (0475-22-4551) へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

協会掲示板

2019年度 講習会予定

各講習・教育を次のとおり予定しております。会員皆様の受講・参加等よろしくお願いたします。

なお、会場等の都合で実施日等が変更になる場合がありますのでご了承願います。

講習等の名称	実施予定日
新入者等安全衛生教育	4月25日
有機溶剤作業主任者技能講習	5月29. 30日
危険予知訓練 (K Y T) 実践講習 (2回実施)	①6月4日 ②6月5日
安全管理者選任時研修	6月13. 14日
玉掛け技能講習 (学科2日) (実技1日)	学科 9月11. 12日 実技 9月 ①14日 ②15日
フォークリフト運転技能講習 (学科1日) (実技3日)	学科 9月25日 実技 ①9月28. 29. 10月5日 ②10月6. 12. 13日
有機溶剤作業主任者技能講習	11月12. 13日
職長 (監督者) 安全衛生教育 (2回実施)	①11月19. 20日 ②12月4. 5日
安全衛生責任者教育	12月5日
5トン未満クレーン運転業務特別教育 (学科1日) // (実技0.5日)	学科 11月29日 実技 11月30日
粉じん作業特別教育	12月6日



職長等安全衛生教育



玉掛け技能講習



フォークリフト運転技能講習

労働保険事務組合の 業務紹介

当協会は、「労働保険の事務や保険料の計算を会社や個人事業主の方にかわって行う厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合」の業務委託を取扱っております。

委託できる事業主は…

- 金融・保険・不動産・小売業
にあつては、**50人以下**
- 卸売の事業・サービス業
にあつては、**100人以下**
- その他の事業
にあつては、**300人以下**

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲は概ね次のとおりです。

- ①概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- ⑥一般拠出金等の申告及び納付に関する事務



委託をご希望なされる事業主様 (一人親方は除く) は、当協会までご連絡をお願いいたします。

表紙の写真

冬の渡り鳥

冬になると水鳥は、一日中水に浮んだり、氷の上をベタベタ歩いたり、寒くないかと思いませんか？

水鳥の体温は40～42度あり、血液の循環によって、いつでも動ける (逃げる) 状態を保っているそうです。

安全な水の上を選んだ結果、足だけが低い体温の体を作り、安心・安全を手に入れました。

編集後記

天皇陛下が生前退位を決意したことにより、平成の年号は、4月30日で幕を閉じます。

平成という時代を振り返ると、国内外様々な出来事がありましたが、私たちの身近なところでの大きな変化は、情報通信環境の拡大に伴う携帯電話やスマートフォンの普及ではないでしょうか。今となつては、出先でスマートフォンが無いことに気付くと不安になり、その時は何をすることも手につかないことがあったりもします。

5月1日から新しい時代の幕開けとなりますが、そんな中でも揺るぎないことは、茂原労働基準協会に属する会員皆様並びにご家族皆様の安全と健康です。これだけは念頭に置き、各種活動に取り組んで参りましょう。
(YN)